

鎌倉市教育委員会 平成29年 2月臨時会

- 日時 平成29年 2月23日 (木)
午後 2時30分開会、午後 2時45分閉会
- 場所 鎌倉市役所 教育長室
- 出席委員 齋藤委員長、下平委員、安良岡教育長
- 傍聴者 なし

○本日審議を行った案件

日程 1 議案第34号

学校施設管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について

齋藤委員長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより、2月臨時会を開会する。
朝比奈委員及び山田委員から本日の会議を欠席する旨の届出があったので報告する。
本日の会議録署名委員を下平委員にお願いする。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりである。
では、日程に従い議事を進める。

1 議案第34号 学校施設管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について

齋藤委員長

それでは、議事日程に従い、議事を進める。日程の1、議案第34号「学校施設管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について」を議題とする。議案の説明について、お願いします。

教育部次長兼教育総務課担当課長

学校施設管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について、説明する。

議案集の、1ページをご覧ください。

本件は、平成29年1月13日、鎌倉市関谷562番地、神奈川県立鎌倉養護学校敷地内に駐車中の自家用自動車に損傷した事故について、相手方に損害賠償をするものである。

事故の状況は、学校技能員、学校技能嘱託員2名で関谷468番地1、鎌倉市立関谷小学校敷地東側の神奈川県立鎌倉養護学校との敷地境において、隣接地にはみ出ている高木の枝を剪定したところ、剪定した枝の一部が隣接地に落下し、駐車中の自家用自動車の上部及び側面にあたり、損傷を与えたものである。相手方は議案集に記載のとおりである。

車両修繕費及び修理時のレンタカー費用として、賠償金260,312円の支払い義務があることを認め、損害賠償の額の決定について提案するものである。

なお、損害賠償金を支出するには、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、市議会の議決が必要となることから、本教育委員会にて議案を承認いただいたのち、市議会2月定例会に「損害賠償の額の決定について」議案を上程し、議決後に支払の手続きを進める。

質問・意見

安良岡教育長

木は軽そうで意外と重たいから、注意しなければならない。

下平委員

車だから傷で済んでよかったが、人が歩いていたら大変だった。引き続き注意を心がけていただきたい。

安良岡教育長

どこの学校も木が大きく育ってしまっている。業者にお問い合わせすると費用もかかってしまう。早いうちから、大きくならないように処置する必要があるかもしれないだろう。

下平委員

屋根と側面が傷ついて、ということらしいがこの金額なのか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

金額のほぼ半分は、レンタカー代である。修理自体は10万円ほどになっている。屋根と、側面にかけての塗装等を行った。

齋藤委員長

修理中に車が使えない間のレンタカー代ということか。

教育部次長兼教育総務課担当課長

そのとおりである。修理会社からは、修理の完了までは数日かかると聞いている。いずれも保険会社が入りこの修理会社、本人との示談交渉も行っている。

(採決の結果、議案第34号は、原案どおり可決された)

齋藤委員長

以上で本日の日程は全て終了した。それでは、これをもって2月臨時会を閉会する。